

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成28年5月改訂総務省）に定める評価基準及び評価方法を採用しています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券

償却原価法（定額法）

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの

本年度末日の市場価格に基づく時価法

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成28年5月改訂総務省）に定める耐用年数に基づき、定額法を採用しています。

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体及び会計に対するものについて、当市に係る損失に備えるため、当該連結対象団体及び会計の財政状態を勘案し、必要と認められる額を計上しています。

#### ② 徴収不能引当金

債権の徴収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

#### ③ 退職手当引当金

職員（特別職を含む。）に対する退職手当の支給に備えるため、本年度末日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を、次の算定方法により計上しています。

勤務年数ごとに「職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率」により算定した額を合算

#### ④ 賞与等引当金

職員（特別職を含む。）に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月の支給見込額等に、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

### (5) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金

### (7) 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項はありません。

### (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

2件 109百万円（平成29年度末における訴訟金額）

### (3) その他主要な偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

(2) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.1%	—

(5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当事項はありません。

(6) 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	33百万円
繰越明許費	409百万円
合計	442百万円

(7) 売却可能資産

売却可能資産の範囲は、現に公用又は公共用に供されていない（一時的に賃借している場合を含む。）普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。本年度末における資産科目別の金額は次のとおりです。

① 土地 2,982百万円

② 立木竹 7,960百万円

(8) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積立不足はありません。

(9) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

(10) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

19,050百万円

(11) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額 43,218百万円

充当可能財源等 46,049百万円

標準財政規模 15,758百万円

算入公債費等の額 2,584百万円

(12) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当事項はありません。

(13) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分は、本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しており、残高が正数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積があることを意味します。

(14) 基礎的財政収支

業務活動収支 2,129百万円

（控除）支払利息支出 185百万円

投資活動収支 △1,273百万円

基礎的財政収支 1,041百万円

(15) 一時借入金の状況

一時借入金の借入はありません。

なお、一時借入金の限度額は1,500百万円です。

(16) 重要な非資金取引

該当事項はありません。